

東大阪市

内部統制実施状況報告書

令和7年度の取組み実績と令和8年度における取組みについて

令和8年8月19日

1. 令和7年度の取組みについて

（1）リスクチェックシートによる重点6項目のリスク管理（継続）

各所属でミス等が発生しないようにリスク対応策を定め、リスクチェックシートに記載する方法でリスク管理に取り組みました。令和7年度は令和6年度に引き続き重点6項目についてリスク管理を行いました。

取組項目（重点6項目）	リスク件名
①契約事務	契約手続きの不備 委託業務等の不十分な履行確認
②現金・郵券などの管理	資金前渡金の不適正な処理 収納金の不適正な処理（出納員業務） 切手の取扱い
③文書の誤発送	通知文書等の誤送付（宛先誤り・誤封入、記載事項の誤りなど）
④補助金等交付事務	補助金等の申請及び交付決定手続きの不備 補助金等の不十分な実績確認
⑤支払い漏れ	支払い漏れ
⑥（本市が交付を受け る）補助金等申請事務	国府等からの通知文書の收受漏れ、関係部局への転送漏れ 補助金等の請求漏れ

（2）職員への注意喚起、意識向上の取組み

各所属におけるリスク対策が必要な事項について、内部統制の観点からヒアリングを実施して改善に向けた取組みを進めました。また、各所属からの事務処理ミスの報告を受けて、内部統制推進室として必要な改善指導や注意喚起を実施しました。

さらに、「内部統制通信」の発行等により各所属に対する情報共有や注意喚起を行い、各種研修の実施やコンプライアンス月間など、職員倫理等について学ぶ機会を確保し、全庁的なリスクマネジメントの実施やコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施しました。

（3）新たな公益通報制度の運用の開始

令和7年7月1日より、新たな内部公益通報制度の運用を開始しました。職員への制度の理解促進を目的として、「公益通報者保護制度〔概要〕」について庁内全体に周知を行いました。その中で、制度の趣旨をはじめ、通報対象事実や通報方法などについて説明し、適切な運用がされるよう努めました。

2. 令和8年度の取組み

これまでの取組みや現状と課題を踏まえて、令和8年度は主に以下の取組みを行います。ただし、社会状況や本市を取り巻く環境に変化などがあった場合は適宜、必要な取組みを行います。

（1）リスクチェックシートを活用したきめ細かなリスク管理の推進

令和7年度に実施しているリスクチェックシートを活用したリスク管理については、令和8年度も継続して実施します。これまでの取組では、全庁共通に重点項目を設定して実施してきましたが、各所属において想定されるリスクは多様であることから、令和8年度はより実効性の高いリスク管理を推進するため、各所属のリスクの状況に応じて、下記の業務分類をもとに実施することとします。

業務分類	例
契約	業者選定方法の誤り、入札・見積執行方法の誤り、契約内容の誤り、不十分な履行確認 等
現金・郵券などの管理	金銭誤り、現金等の不適切な管理、収納金の振込遅延 等
伝票管理	支払い漏れ、支払い遅延、収入すべき金額の誤り、支払い誤り 等
補助金等の交付	交付申請・交付決定手続きの誤り、書類の不備、不十分な実績確認 等
（本市が交付を受ける） 補助金等の申請	国府等からの通知文書の收受漏れ、関係部局への転送漏れ、制度誤認・遅延などによる申請漏れ、申請内容の記載誤り、算定誤りや計上漏れによる過少交付の発生、請求行為の失念 等
文書管理	文書等の発送・受領漏れ、窓口での文書の交付誤り、起案手続き誤り、専決区分の誤り、合議漏れ 等
物品管理等	備品の不適切な管理、消耗品の不適切な管理 等
データ・情報の管理	データの誤消去、プログラムの誤り・修正漏れ・修正誤り、外部記録媒体（USB等）の紛失・盗難、電子メール・FAXの誤送信、文書の誤発送、市民から受領した書類の紛失など 等
サービス	守秘義務違反、不当要求、不正要求 等
施設管理	耐震・防火等利用者の安全管理上基準不足、施設を運営する指定管理者等との不十分な連携 等
その他	どの分類にも当てはまらないもの

（２）職員への注意喚起、意識向上の取組みの継続

令和８年度は内部統制の取組みについて、重大な不備があると認められた所属にはヒアリングを実施し、各所属におけるリスク対応や改善状況について確認を行います。また、コンプライアンス違反や事務処理ミスがあった場合には、内部統制推進室及びコンプライアンス推進担当監による所属長や事務担当者へのヒアリングを実施し、改善指導や注意喚起を行います。

なお、「内部統制通信」の発行等により各所属に対する情報共有や注意喚起を行い、各種研修の実施やコンプライアンス月間など、職員倫理等について学ぶ機会を確保し、全庁的なリスクマネジメントの実施やコンプライアンス意識の向上を図る取組みを引き続き実施します。

（３）公益通報制度の適切な運用と職員への周知

令和７年度から内部統制推進室において公益通報制度の運用を開始しており、引き続き職員への制度周知を行います。また、令和８年１２月施行の改正公益通報者保護法を踏まえ、通報対象事実や調査手続等に関する理解促進を図るとともに、通報者保護の徹底と制度の実効性向上に努め、適正かつ効果的な制度運用を推進します。

参考）公益通報者保護制度〔概要〕（内部統制推進室共有キャビネット参照）